一二・五MHz以上（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	四七〇MHz以上七一〇MHz以下の周波数帯においては、任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（一）二六・二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	七七三MHz以上八〇三MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇MHz
	八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇MHz
	九四五MHz以上九六〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇MHz
	一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

	一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

第二項第一号(1)イの表中「二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下」を「二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下」に改め、同項第二号中「(八一五MHz」を「(七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改める。

〇総務省告示第百七十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号17(4)の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日

総務大臣　川端　達夫

第三項第一号(1)注1中「八六〇MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz」に改め、同項第二号(2)の表三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）の項を次のように改める。

三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下（七一八MHzを超え七四八MHz以下の電波の周波数を使用するものにあっては四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値